

政令第 号

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四十一条及び第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「京都市」の下に「、松江市」を加え、「前段」を「この項前段」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事が行った命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同法の規定により島根県知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等

の行為」という。）であつて、施行日以後同法の規定により松江市長が行い、又は松江市長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長が行つた命令等の行為又は松江市長に対して行つた届出等の行為とみなす。

2 施行日前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事に対し届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものであつて、施行日以後同法の規定により松江市長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

理 由

湖沼の水質の保全に関し、地域の実情に即した行政の推進を図るため、湖沼水質保全特別措置法に規定する都道府県知事の権限の一部を行う市の市長として、松江市長を追加する必要があるからである。

